

コマツ平塚地区~~湘南工場~~OB会規約

コマツの四之宮、万田地区を総称した地区名が平塚地区となった。
万田地区の会員には違和感がないように 変更することにします。

改訂経歴

改訂経歴追加

第3版発行	2017年 7月 5日
第2版発行	2016年 6月 27日
初版 発行	2015年 6月 1日

第4版 2018/2/21 審議中

コマツ平塚地区OB会規約

第1章 名称および目的

- 第1条 本会は「コマツ~~湘南工場~~平塚地区OB会」と称する。
本会の設立年月日は 2010年11月17日とする。
四之宮地区、万田地区を含む平塚地域の~~広義の~~総称として~~湘南工場~~平塚地区とする。
- 第2条 本会は会員相互の親睦交流を目的として設立する。
連絡先は コマツ湘南工場総務部 気付けとし
所在地は 神奈川県平塚市四之宮3-25-1 (TEL: 0463-22-8415)
とする。
- 第3条 以下 ~~湘南工場~~平塚地区には四の宮地区、万田地区を含む平塚地域におけるコマツ本体のすべての事業所を含む。
平塚地区におけるコマツの事業に協力しているグループ会社(KGS、KEG、コマツ物流など)も含める。

第2章 会 員

- 第4条 本会は下記会員をもって組織する。
1. ~~湘南工場~~平塚地区における定年退職者。
 2. ~~湘南工場~~平塚地区から他事業所、グループ企業へ出向、移籍されてコマツの定年年齢60歳を迎えた者。
 3. ~~湘南工場~~平塚地区に在籍経験のある中途退職者でコマツの定年年齢60歳を迎えた者。
 4. 会員の推薦があり、役員会にて入会を承認された者。これには、以下を含む。
①結婚、出産、育児、介護、看護等により平塚地区を退職し、定年年齢60歳未満の者。
②平塚地区に在籍経験が無いコマツ、コマツグループ企業の方で60歳を迎えた者。
③上記に準ずる者。

文章明確化。

第3章 総会および役員会

- 第5条 本会の機関は、総会および役員会とする。
- 第6条 総会は本会の最高決議機関であって毎年~~5月に~~定期総会を開催する。
尚、役員会において必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。
- 第7条 役員会は本会の執行機関であって総会の決議に従って業務を代行する。
- 第8条 各機関の決議は出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。
- 第9条 本会に下記の役員を置く。

会社の都合で5月開催は できない
ことがあるため

会 長	1名
副 会 長	2名
事務局 長	正副各 1名
会 計	1名
会計監査	2名
幹 事	若干名

会の統合が終了したため 事務局は
1名とする

会計監査の1名は 本会の運営には
参加しない。

- 第10条 役員は会員中より総会において選出する。
- 第11条 役員の任期は2ケ年とし再任をさまたげない。
- 第12条 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 第14条 事務局長は本会の事務を統括管理する。
幹事は執行業務に携わるものとする。
- 第15条 本会には、役員会の決議に基づき名誉会長および顧問をおくことができる。

第4章 入 会

- 第16条 申請者は 入会申請書を提出する。入会は役員会の承認により認められる。

本OB会規約を遵守することを必須条件とする。

入会は直接申請も受け付ける

~~入会は既存会員の紹介または平塚地域総務部門からの紹介により申請が認められる。~~

新入会員、再入会員は入会金を支払う。

4月1日以後9月末日までの入会者は 年会費を 10月1日以後の入会者は年会費の半額を
納入する。入会日以前に発行した印刷物は 配布しない。

新入会員は 次年度の名簿にて追加される。

休会は規定に設けない。一旦脱会
して再入会。 安易に脱会や会費
納入遅延がしないように 入会金
を規定する。

- 第17条 年会費、入会金

(1) 本会は会員より年会費を徴収し運営費に充当する。

ただし 米寿を過ぎた会員からは会費を徴収しない。

(2) 年会費、入会金は総会において出席会員の過半数により決する。

(3) 会費の会計年度は 毎年4月1日に始まり 翌年3月31日終わる。

(4) 年会費納入期限より2ヶ月を越えて 納入なき場合、脱会とみなせることとする。

第5章 脱 会

- 第18条 脱会

(1) 会員は自由に脱会することが出来る。

ただし、この場合は必ずOB会役員に通知する。

(2) 脱会者への年会費の返納はしない。

(3) 脱会者の再入会は拒まない。

第6章 事 業

- 第19条 本会は次の事業を行う

(1) 親睦、交流のための諸行事

(2) 会員名簿の改訂配布

会員名簿の作成と配布は~~2~~3年に1度行う。

活動自立化のため 名簿管理も自
主管理とします。発行は改訂がす
くないので3年に1回とします。

~~会員の追加、および逝去、脱会中間年では新入会員追加による改定部のみの~~
配布を行う。脱会、逝去された方は 3年に一度の会員名簿にて削除される。

企画する側も参加者も 事故のない安全な催しとなるよう注意することは当然のため削除する。
万一の事故に対する保険の加入は その行事や愛好会の内容 それぞれによって決める。

~~なお、入会脱会などの維持管理および愛好会など自主活動を推進するためにOB
会役員として人数を限定して名簿維持管理の担当幹事を設置する。
担当幹事は、個人情報守秘を重視しメールアドレス、非公開の電話、住所などを
含めた名簿の原簿を総務部と連携して維持管理するものとする。~~

~~(3) 交流諸行事における事故の責任~~

~~各種諸行事、活動における事故においては 各自参加者の自己責任とする。~~

(3) 弔意

会員逝去時、OB会長名で香典をおくり弔意を表す。

逝去日より6カ月以内のみの申請に対応する。 金額は総会にて決定する。

内容はホームページおよび会報の訃報欄に掲載する。

OB会よりコマツへ逝去通知書により連絡し 生花などを依頼する。

なお これらの弔意事業は 遺族の意思に従うこととする。

(4) 愛好会活動

~~各愛好会活動は推進者を任命し OB会名簿にて公開し参加者を募る。~~

~~推進者は活動内容（実施日、参加人数、内容、収支報告など）を 適宜、役員会
にて報告する。~~

愛好会活動はリーダが起案し 役員会にて承認されることで開始できる。

リーダは会員より広く参加者を募り 活動計画と結果を 適宜 役員会を通じ
て一般会員に報告する。

誰でも愛好会活動を起案
でき、誰でも参加でき
る。 活動の計画と実績
は役員会を通じて一般に
報告する。という主旨

(5) ホームページの運用、会報の発行

本会は OB相互の情報交換の場として ホームページを設けて運用する。 ~~ホー
ムページの維持管理のため、ホー
ムページ担当幹事を設置する。~~

ホームページを閲覧できない人のために 会報を発行する。

会報の発行にあたり
ホームページとの役
割を明確にする。

第7章 そ の 他

第20条 本会の規約改訂及び解散は総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第21条 本規約に定めなき事項については必要の都度、役員協議の上決定する。

~~第22条 本規約は OB会開始時において 小さな会として発足することを想定して設定する。~~

~~会員が増え 親睦、交流の活動が活発になった時点で 規約の見直しを行う。~~

OB会統合により 抹消します。

以上